

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンターによる見積り合せを行います。

令和8年2月13日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 オープンカウンターに対する事項

- (1) 件名
令和8年度庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約
- (2) 調達内容
業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
業務仕様書による

2 オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で東海・北陸地域の競争参加資格を有する者又は当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者。
- (4) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。また、当該保険料の納付実事を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約すること。
- (5) 上記1の（3）の履行期限内に確実に履行できる者であること。

3 仕様書の交付方法

岐阜労働局ホームページからダウンロード又は下記5（1）の場所にて手交する。

4 見積書の作成

- (1) 見積者は、見積金額の総額及び次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。
 - 一 宛名（「支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長」とすること。）
 - 二 見積内容（様式1 見積内訳書に税抜き単価を記載すること。）
 - 三 作成日
 - 四 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
 - 五 住所
- (2) 見積書の様式は、任意とする。
- (3) 見積書には、消費税及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。（円未満の端数切捨）
- (4) 履行に必要な全ての費用を考慮し、見積をすること。

5 見積書等提出場所及び提出期限

(1) 場所

〒500-8723

岐阜県岐阜市金童町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第三係

電話：058-245-8101 内線132

Mail : gifukyoku-kaikei3@mhlw.go.jp

(2) 提出方法

郵送・持参又はメールにより提出すること。

電信・電話等による提出は認めない。

(3) 提出期限：

令和8年3月6日（金）正午

(4) 提出書類：

見積書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（全省庁統一資格を取得しておらず、当局が作成する随意契約登録名簿に登録された者については、「競争参加資格等申告書」及び「誓約書」を提出すること。）

6 見積書の無効

本公示に示した参加資格のない者の見積、見積書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約書作成の要否：要

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

8 受注者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

9 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

10 問い合わせ先

5（1）と同じ。

以上公示する。

見積内訳書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

見積金額の内訳は下記のとおりになります。

記

対象施設名称	単位	数量	単価	金額
1. 岐阜労働総合庁舎				
・受水槽、高架水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				
2. 多治見労働総合庁舎				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				
3. 恵那地方合同庁舎				
・受水槽、高架水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				

対象施設名称	単位	数量	単価	金額
4. 岐阜宿舎（ミレニアムハイツ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小計				
5. 各務原宿舎（ハローハイツおがせ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
・合併浄化槽保守点検（月1回）	回	12		
・合併浄化槽水質分析費（年1回）	式	1		
・合併浄化槽消毒薬剤の補充	式	1		
・合併浄化槽浄化槽法第11条検査及び手続	式	1		
諸経費				
小計				
6. 土岐宿舎（ハローハイツとき）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小計				
7. 高山宿舎（アルプスハイツ）				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年2回）	式	1		
諸経費				
小計				
見積価格合計（税別）				

* 見積価格は、消費税等を含まない金額等を記入すること。

業 務 仕 様 書

件 名 : 令和8年度庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

岐 阜 勞 働 局

業務仕様書

1. 業務名

令和8年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務

2. 実施場所

《庁舎》

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 岐阜労働総合庁舎 | 岐阜市五坪1-9-1 |
| (2) 多治見労働総合庁舎 | 多治見市音羽町5-39-1 |
| (3) 恵那地方合同庁舎 | 恵那市長島町正家1-3-12 |

《宿舎》

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (4) 岐阜宿舎（ミレニアムハイツ） | 岐阜市上川手189-1 |
| (5) 各務原宿舎（ハローハイツおがせ） | 各務原市各務おがせ町9-163-1 |
| (6) 土岐宿舎（ハローハイツとき） | 土岐市肥田浅野朝日町2-37 |
| (7) 高山宿舎（アルプスハイツ） | 高山市石浦町5-337 |

3. 基本事項

請負業者は業務の実施に当たり、この仕様書に定めることのほか、関係法令等に従って業務を遂行することにより、設備が適正な機能を発揮し得る状態を保持できるように保守点検することを目的とする。また、設備の故障及び緊急対応の必要が生じた際は、迅速な点検及び修理を行うものとする。保守業務が終了した日から遅延なく（遅くとも保守点検終了後1ヶ月を目処）報告書を提出すること。

4. 業務内容

(1) 岐阜労働総合庁舎

①受水槽、高置水槽

寸法等 受水槽（1槽式 FRP製） W2.5 × D2.0 × H2.0 (m)
高置水槽（1槽式 FRP製） W2.0 × D1.5 × H1.5 (m)

点検・検査項目 別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。

時期 年1回（10月頃の閉庁日）

その他 作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。

②ポンプユニット（揚水ポンプ）

型式 T-406×2S-M1.5 1.5 kW (2台) (株)川本製作所製

点検項目 別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。

時期 年1回（10月頃の閉庁日）

その他 点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(2) 多治見労働総合庁舎

①受水槽

寸法等 受水槽（1槽式 FRP製） W1.0 × D2.0 × H2.0 (m)

点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(10月頃の閉庁日)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(給水ポンプ)	
型 式	50GN-40×326-2.2kW(2台) (株)川本製作所製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年1回(10月頃の閉庁日)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(3) 恵那地方合同庁舎

①受水槽、高置(高架)水槽	
寸 法 等	受水槽(1槽式 FRP製) W2.0 × D2.0 × H1.5 (m) 高置水槽(1槽式 FRP製) W1.0 × D1.0 × H1.5 (m)
点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(10月頃の閉庁日)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(揚水ポンプ)	
型 式	KN-40×326-C0.75 0.75kW(2台) (株)川本製作所製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年1回(10月頃の閉庁日)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(4) 岐阜宿舎(ミレニアムハイツ)

①受水槽清掃	
寸 法 等	受水槽(2槽式 SUS製) W3.0 × D2.0 × H1.5 (m)
点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(2月頃)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(給水ポンプ)	
型 式	SX-VFC404-2.2D 2.2kW(2台1組) (株)テラヨウ製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年2回(8月頃、2月頃)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(5) 各務原宿舎(ハローハイツおがせ)

①受水槽	
寸 法 等	受水槽(2槽式 SUS製) W4.0 × D2.5 × H1.5 (m)
点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽

	(高架水槽) の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(2月頃)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(給水ポンプ)	
型 式	NX-65VFC402-1.5W-E 1.5 kW (2台1組) (株)テラル製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年2回(8月頃、2月頃)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。
③合併浄化槽	
型 式	接触ばっき方式、処理対象人数70人、処理水量14.0 m ³ /日
点検・検査項目	別添1の「5. 合併浄化槽保守点検」のとおり。
時 期	月1回(年12回)
法定検査手続	浄化槽法第11条検査及び受検手続き 年1回(2月頃)
	事前に計量検査を実施すること。
そ の 他	点検・検査結果について報告書を当局あて提出すること。

(6) 土岐宿舎(ハローハイツとき)

①受水槽	
寸 法 等	受水槽(2槽式 SUS製) W2.0 × D1.5 × H1.5 (m)
点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(2月頃)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(給水ポンプ)	
型 式	NX-VFC402-2.2D-e 2.2 kW (2台1組) (株)テラルキヨクトウ製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年2回(8月頃、2月頃)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。

(7) 高山宿舎(アルプスハイツ)

①受水槽	
寸 法 等	受水槽(2槽式 F R P製) W2.0 × D1.5 × H1.5 (m)
点検・検査項目	別添1の「1. 受水槽及び高置水槽点検」、「2. 受水槽及び高置水槽(高架水槽)の清掃」、「3. 水質検査項目」のとおり。
時 期	年1回(9月頃)
そ の 他	作業結果及び検査結果について報告書を当局あて提出すること。
②ポンプユニット(給水ポンプ)	
型 式	SX-50VFC324-1.5W 1.5 kW (2台1組) (株)テラルキヨクトウ製
点 檢 項 目	別添1の「4. 給水、揚水ポンプユニット点検」のとおり。
時 期	年2回(9月頃、3月頃)
そ の 他	点検結果について報告書を当局あて提出すること。

5. 従事者の届出等

- (1) 従事者は、業務の遂行に必要な知識及び技能を有する者で、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項」に規定する都道府県知事の登録を受けた者とする。また、合併浄化槽の保守点検業務については、「岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、岐阜県知事の登録を受けている者に従事させること。
- (2) 請負業者は、業務の着手に先だって、従事者の氏名・資格等必要事項を記した書面を当局あて提出するものとする。
- (3) 従事者は、従事者であることが分かる名札等を着用するものとする。
- (4) 契約締結後速やかに、年間保守点検のスケジュール予定表の提出を行うものとすると共に、保守点検実施1ヶ月前を目処に当局にメール等により連絡を必ず行うものとする。
- (5) 点検に伴う、各種設備における鍵の施錠・開錠については、事前に当局と十分協議を行うこと。
- (6) 点検及び調整中に請負者の責任によって生ずる損害は、すべて請負者の責任とし、安全保持上、当局は請負者が点検及び調整を行っている間は対象物件に立ち入らないものとする。
- (7) (6) の起因が請負者の責任外の場合は、その責めを負わないものとする。

6. 費用の負担について

- (1) 点検に必要な機械、器具、消耗品等は、すべて請負者が自己の負担において準備すること。
- (2) 業務の遂行上、補修、整備又は部品等の交換（以下、「修理等」という。）を要すると認められる箇所を発見した場合には、双方協議により修理等の実施について決定をする。これによる部品代及び部品交換代の費用は、当局の負担とする。

【庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備の保守点検項目】

1. 受水槽及び高置水槽点検

(1) 基礎、固定部

- ① 亀裂、沈下等の有無を点検する。
- ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
- ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
- ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
- ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。

(2) 外観の状況（外部ケーシング）

- ① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。

(3) 付属装置

a. ボールタップ及び定水位弁

- ① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。
- ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。

b. 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）

- ① 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
- ③ 作動の良否を点検する。

(4) 配管

- ① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

2. 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の清掃

(1) 清掃の一般事項は、次による。

- ① 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- ② 作業は高圧洗浄車等により行う。作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものとする。
また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようとする。
- ③ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- ④ 高置水槽又は圧力タンクがある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行う。
- ⑤ 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。

(2) 清掃作業は、次による。

- ① 高置水槽又は圧力タンクがある場合には、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
- ② 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。

- ③ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
 - ④ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようする。
- (3) 消毒は、次による。
- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
 - ② 消毒薬は、有効塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - ③ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - ④ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排出する。
 - ⑤ 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (4) 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (5) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- (6) 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

3. 水質検査項目

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）の表中のうち、次の13項目とする。

1	一般細菌	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
2	大腸菌	47	pH値
9	亜硝酸態窒素	48	味
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	49	臭気
34	鉄及びその化合物	50	色度
35	銅及びその化合物	51	濁度
38	塩化物イオン		

4. 給水、揚水ポンプユニット点検

(1) 基礎・固定部

- ① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。
- ② 防振装置の変形、劣化等の有無を点検する。

(2) 外観の状況

- ① グランド漏れが正常であることを確認する。
- ② シエルの結露水、グランド漏れ等の排水が配水管に流れていることを点検する。
- ③ 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。
- ④ 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。

- ⑤ ベルトの損傷等の有無を点検する。
- ⑥ 軸継手の芯出しの良否を点検する。
- ⑦ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。

(3) 電動機

- ① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。
- ② 回転方向が正しいことを確認する。
- ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
- ④ 運転電流が、定格値以下であることを確認する。

(4) 制御機器

a. 制御

- ① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
- ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)

b. 圧力発信器

- ① 正常値を示していることを確認する。(給水ポンプユニットに限る。)
- ② 機能の異常の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)

(5) 圧力タンク

- ① 腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。(給水ポンプユニットに限る。)
- ② 封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。(給水ポンプユニットに限る。)

(6) フート弁及び逆止弁(揚水ポンプに限る)

- ① 開閉状態の良否を点検する。

(7) 圧力計、連成計、または真空計

- ① 腐食及び損傷の有無を点検する。
- ② 正常値が正常であることを確認する。

(8) 運転調整

- ① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。
- ② 運転電流が定格以下であることを確認する。

5. 合併浄化槽保守点検

(1) 全般

- ① 本体及び付帯設備の破損状況を点検する。
- ② 各槽の水位、漏水の有無を点検する。
- ③ 駆動部の音、振動、熱の発生状況を点検する。
- ④ 金属部分の腐食状況と注油状況を点検する。

(2) 沈でん分離槽

- ① 汚でい等の状況を点検する。
- ② 異物、夾雑物の有無を点検する。

(3) 接触ばつき槽

- ① 生物膜の状況を点検する。
- ② 接触材と汚水の接触状況を点検する。
- ③ 浮遊汚でいの状況を点検する。

④ 毎月の点検時に「逆洗」を行い機能を点検する。

(4) 沈殿槽

- ① 汚でい等の浮上、スカムの発生があれば除去する。
- ② 上澄水中の浮遊物、臭気の状況を点検する。
- ③ 越流せきの異物の除去及び越流の均一性を点検する。

(5) 消毒槽

- ① 消毒実施状況、薬剤の有無を点検し補充を行う。
- ② 薬剤は次亜塩素酸ソーダーとし、年間28kg(毎月1回水量により2~3kg)を補充する。
- ③ スカムの有無を点検する。

(6) 機械類

- ① 配線系統、メーター類を点検する。
- ② 送風機の音、振動状況を点検する。
- ③ モーター軸受等の熱を点検する。
- ④ 送風機の運転電流が、定格値以下であることを確認する。
- ⑤ 機器類の注油状況を点検する。
- ⑥ その他機器類の故障の有無を点検する。
- ⑦ 流入、放流等の状況を点検する。
- ⑧ 沈殿槽の汚でい移送を行い正常か点検する。
- ⑨ ブロア一切替を実施し、機能を点検する。
- ⑩ Vベルトのオイルの状況を点検する。

(7) 処理水の水質検査

- ① 水温
- ② pH
- ③ 色相
- ④ 残留塩素 (PPM)
- ⑤ 臭気
- ⑥ D.O (溶存酸素量)
- ⑦ 透視度

※ 点検により発生した交換部品及びオーバーホール等の代金については別途見積りとする。

保守点検予定表

	拠点名	業務内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	岐阜労働総合庁舎	受水槽・ 高架水槽							○					
		ポンプ ユニット							○					
2	多治見労働総合庁舎	受水槽							○					
		ポンプ ユニット							○					
3	恵那地方合同庁舎	受水槽・ 高架水槽							○					
		ポンプ ユニット							○					
4	岐阜宿舎 (ミレニアムハイツ)	受水槽										○		
		ポンプ ユニット						○				○		
5	各務原宿舎 (ハロー・ハイツおがせ) ※浄化槽法第11条検査 及び受検手続き	受水槽										○		
		ポンプ ユニット						○				○		
		合弁浄化槽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	土岐宿舎 (ハロー・ハイツとき)	受水槽										○		
		ポンプ ユニット						○				○		
7	高山宿舎 (アルプスハイツ)	受水槽							○					
		ポンプ ユニット							○					○

契 約 書 (案)

1 契約の名称

令和8年度 庁舎及び省庁別宿舎に係る給排水設備保守点検業務請負契約

2 契約の内容

「業務仕様書」のとおり

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 契約金額

金〇〇〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額 金〇〇円)

なお、内訳は「契約金額内訳書」（別紙1）のとおり。

取引に係る消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金 免除

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市金竜町5丁目13番地
支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩 (印)

乙

印

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(業務の目的)

第2条 請負業者は業務の実施に当たり、関係法令等に従って業務を遂行することにより、適正な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とする。

(服務規律)

第3条 乙が頭書の業務を実施するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者の注意を払って、丁寧、かつ、誠実に実行することを要する。

2 乙は、業務に従事する者(以下「従事者」という。)の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負うものとする。

3 乙の従事者は、当業務を行うに当たり、常に一定の制服、名札等を着用し、一見して乙の従事者であることがわかるようにすることとする。

4 乙は、甲に要請された場合は、いつでも当該従事者の労働者名簿を提出しなければならない。

5 甲は、従事者を不適当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

6 乙の従事者が甲の敷地内において行う業務上の行為及び業務上の身体障害事故については、乙の責任とする。

(保守点検者)

第4条 乙は乙により教育訓練された技術者を派遣し、対象物件を以下の諸条項に基づき、常に支障なく稼働できるよう点検及び調整を行うものとする。

2 乙の点検及び調整中に乙の責任によって生ずる損害は、すべて乙の責任とし、安全保持上、甲は乙が点検及び調整を行っている間は対象物件に立ち入らないものとする。

3 前項の起因が乙の責任外の場合は、乙はその責めを負わないものとする。

4 乙は、この契約によって生ずる業務を第三者に委託させるときは、甲の同意を得ることとする。

(保守点検の範囲)

第5条 保守点検業務請負の範囲は、業務仕様書によるものとする。

(費用の負担等)

第6条 点検に必要な機械、器具、消耗品等は、すべて乙が自己の負担において準備する。ただし、点検により取替えの生じた部品は別途とする。

2 乙は、業務の遂行上、補修、整備又は部品等の交換(以下「修理等」という。)を要する認められる箇所を発見した場合には、甲と乙との協議により修理等を行うことの決定をするとともに、修理等に係る部品代及び部品交換代の費用は、甲の負担とする。ただ

し、設置工事に係る契約不適合責任に当たる修理等については、甲に費用負担は生じないものとする。

3 甲は、機械の始動後不完全部分があると認めた場合は、乙に対して適当な措置を求めることができる。これに要する費用は乙の負担とする。

(無償提供)

第7条 甲は、乙が頭書の業務を行うために必要な用水電力を無償で供給し、かつ、無料で使用させる。

(業務報告の義務)

第8条 乙は、乙の指定した点検実施月の業務が終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)に保守点検報告書を提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、乙から第8条の保守点検報告書を受理したときは、遅延なく検査を完了しなければならない。

2 乙は、第1項に規定する検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しを行い、再度検査を受けなければならない。

3 第2項に規定する場合において生じる一切の費用(ただし、第6条第1項及び第2項に規定する費用を除く。)は、乙の負担とする。

(支払)

第10条 乙は、業務完了後、速やかに、支出官 岐阜労働局長(以下「支出官」という。)に対し代金を請求するものとする。

2 支出官は、適法な請求書を受理したときは、入居官署(以下「支出官署」という)ごとに支払い金額を通知し、支出官署は請求書を受理した日から30日以内に、支出官から通知された金額(以下「請求金額」という)を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 支出官の責めに帰す事由により、前条に定める期間内に請求金額が支払われない時には、乙はその期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し契約締結時の「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」(財務省告示)に定めた率を乗じた額を遅延利息として請求することができる。

2 前項の遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(違約金)

第12条 乙が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、支出官は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、履行期限の翌日から遅延日数1日につき次の各号の一により算定した額に100分の10を乗じて得た額とする。

- (1) 既に履行済みの部分については、当該部分に対する契約金額に相当する代価を、頭書に定める契約金額から控除した額
- (2) 前号以外については、頭書に定める契約金額

(賠償責任)

第 13 条 乙又は乙の職員若しくは第三者が、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第 14 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 乙が本契約を確実に履行しない場合及び不適格と認めた場合は、甲は、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 延期が認められた場合を除き、契約期限に業務が完了しない場合。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認められるとき。
- (5) 第 16 条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第 15 条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。

- 2 乙は、業務の全部又は一部を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(秘密漏洩の禁止)

第 16 条 甲及び乙はこの契約に関し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的外に利用してはならない。

(契約保証金)

第 17 条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 18 条 この契約について、甲と乙との間に紛争又は疑義を生じた場合には必要に応じて甲と乙が協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約後の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙のいずれかの都合により本契約を改定しようとする場合は、2か月前に相手方に予告することとする。

3 頭書に規定した契約金額について、契約締結当初に予期し得なかった著しい経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更等が起こった時は、甲と乙との協議の上、変更することができる。

(特約条項)

第 20 条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

2 前項各号に規定する特約条項は、第 21 条から第 23 条までの規定に定めるとおりとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号又は4号に該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各号の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に順ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含み、子会社の場合も含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含み、子会社の場合も含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 28 条 甲は第 14 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 14 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条、第 25 条、前条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損

害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(監督)

第 30 条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(危険負担)

第 31 条 天災その他不可抗力又は甲・乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(法令遵守)

第 32 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 33 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 34 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に乙に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 35 条 第 34 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金

額) の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第 36 条 甲は、第 9 条に規定する検査に合格した後において、契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから 1 年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、再度実施すること
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第 1 項の通知期間を経過した後においてもなお前 2 項を適用するものとする。

(存続条項)

第 37 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 11 条、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

契 約 金 額 内 訳 書 (序舎関係)

対象施設名称	単位	数量	単価	金額
1. 岐阜労働総合庁舎				
・受水槽、高架水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				
2. 多治見労働総合庁舎				
・受水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				
3. 恵那地方合同庁舎				
・受水槽、高架水槽清掃（年1回）	式	1		
水質検査（年1回）				
諸経費				
・ポンプユニット点検（年1回）	式	1		
諸経費				
小計				

契 約 金 額 内 訳 書 (宿舎関係)

対 象 施 設 名 称	単位	数量	単価	金 額
4. 岐阜宿舎 (ミレニアムハイツ)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
小 計				
5. 各務原宿舎 (ハロー・ハイツおがせ)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
・合併浄化槽保守点検 (月1回)	回	12		
・合併浄化槽水質分析費 (年1回)	式	1		
・合併浄化槽消毒薬剤の補充	式	1		
・合併浄化槽浄化槽法第11条検査及び手続	式	1		
諸経費				
小 計				
6. 土岐宿舎 (ハロー・ハイツとき)				
・受水槽清掃 (年1回)	式	1		
水質検査 (年1回)				
諸経費				
・ポンプユニット点検 (年2回)	式	1		
諸経費				
小 計				

契 約 金 額 内 訳 書 (宿舎・合計)

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させさせることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第 2 項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び下記 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

役員等名簿

令和 年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日

※ 必要事項が記載されていれば、任意様式でも可